

茨木市産業活性化プロジェクト促進事業 審査基準及び配点表

◆配点

5点:優れている 4点:やや優れている 3点:普通程度 2点:やや劣っている 1点:劣っている

※ 配点が10点の項目については、得点を2倍する

◆審査項目と審査基準

	審査項目	審査基準	配点
1	◆事業内容	・本事業の趣旨(民間の主体的な取組による地域経済の活性化)に沿った事業内容であるか。	10
2		・事業実施にあたっての課題、目標が明確にされているか。また、事業実施によって課題解決が図られるものであるか。	5
3	◆公益性	・市民や市内事業者に広く役立ち、親しみを持てる事業であるか。	5
4		・市民等のニーズがある事業であるか。	5
5	◆計画性、実現可能性	・実現可能な実施体制が整っているか。	10
6		・予算の見積、資金計画は妥当であるか。	5
7		・事業実施の計画・スケジュールは妥当であるか。	5
8		・国、府、市の要請、業種別ガイドライン等にのっとり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が十分に講じられているか。	5
9	◆新規性、革新性、独創性	・新規または追加・拡充して実施される事業であるか。	5
10		・創意工夫が計られ、独創性・革新性に富んだものであるか。	5
11	◆継続性、発展性	・実施体制や財源の確保など、将来の継続性に配慮した計画となっているか。	10
12		・今後、成長や発展が見込める事業であるか。	5
13	◆地域活性化への波及効果	・認知度向上、付加価値向上に効果的な事業であるか。	10
14		・市内事業者の販路拡大や顧客獲得につながる事業であるか。	5
15		・市内事業者の連携を促進し、市内産業への広い波及効果が見込まれる事業であるか	10
		合計点数	
		100	